

## 幸区役所エコオフィス推進会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 川崎市地球温暖化対策推進計画（以下「計画」という）を推進するため、幸区役所エコオフィス推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) その他必要と認める事項。

### (組織)

第3条 会議は、議長、委員及びエコオフィス推進責任者（以下「推進責任者」という。）をもって組織する。

- 2 議長は、区長をもって充てる。
- 3 委員は、部長職をもって充てる。
- 4 推進責任者は、まちづくり推進部総務課長をもって充て、計画の推進、実施状況の確認等を行う。

### (会議)

第4条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、議長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (推進員会)

第5条 会議に必要な事項を協議するため、会議に推進員会を設置する。

- 2 推進員会は、推進責任者及び推進員をもって組織する。

3 推進責任者は、推進員会を代表し、会務を総理する。

4 推進員は、別表 1 に掲げる組織の庶務担当係長をもって充てる。

(事務局)

第 6 条 会議及び推進員会の事務局は、まちづくり推進部総務課に置く。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるものの他、会議の運営について必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条第 4 項関係)

危機管理担当
まちづくり推進部総務課
まちづくり推進部企画課
まちづくり推進部地域振興課
まちづくり推進部生涯学習支援課
まちづくり推進部日吉出張所
区民サービス部区民課
区民サービス部保険年金課
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第 1 課
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課
道路公園センター